

令和8年度鮭川村婚活支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、結婚意欲のある村民に対し、婚活の支援を図るため、鮭川村補助金等の適正化に関する規則(昭和47年規則第5号)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で、補助金を交付する。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 婚活 結婚活動を行うこと。

(2) 住所を有する者 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定により住民基本台帳に記載されている者をいう。

(3) 結婚相談所等 やまがたハッピーサポートセンター又はマッチングアプリ及びサイトを含む民間の結婚相談所をいう。ただし、民間の結婚相談所については次のいずれかの条件のうち、1つ以上を満たすものとする。

ア 山形県に営業所を有している結婚相談所であり、日本結婚相談所連盟(I B J)、日本結婚相手紹介サービス協議会(J M I C)、日本仲介連盟(N N R)、または、日本結婚相談協会(J B A)のいずれかに加盟していること。

イ 申請時において特定非営利活動法人結婚相手紹介サービス業認証機構が認証するI M S認証マークを取得している事業者のサービスであること。

(4) 利用者 結婚意欲をもって婚活を行っており、結婚相談所等を利用する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 事実上の婚姻関係と同様の事情のない独身者であって結婚相談所等の利用者であること。

(2) 鮭川村に住所を有する者で当該年度において19歳以上であること。

(3) 村税等(各種保険料、使用料を含む。)を滞納していないこと。

(4) 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、結婚相談所等の登録料及び利用料とする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付対象となる期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、24,000円を上限とする。

ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、村長が定める期日までに、鮭川村婚活支援補助金交付申請書(様式第1号)に、その他村長が必要と認める書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(補助金の決定)

第8条 村長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、鮭川村婚活支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 村長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金は、その目的以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更（村長が定める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ村長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、村長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業完了後、別に定める様式により補助事業等実績報告書をその定める期日までに村長に提出すること。
- (5) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは要綱又はそれに基づく村長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- (6) その他村長が必要と認める条件

(補助事業の内容等の変更)

第10条 前条に規定する交付の決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容について補助金額に変更が生じたときは、鮭川村婚活支援補助金変更申請書（様式第3号）に、変更した内容その他村長が必要と認める書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- 2 村長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、補助金の交付決定額の変更を必要とするときは、鮭川村婚活支援補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 交付決定者は、諸般の事情により結婚相談所等の利用に至らなかったときは、鮭川村婚活支援補助金交付申請取下書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、結婚相談所等の支払が完了したときは、村長が定める期日までに、鮭川村婚活支援補助金実績報告書（様式第6号）に、期間中に利用した結婚相談所等の利用料金が分かる書類を添えて、村長に対し提出しなければならない。

(補助金等の額の確定等)

第13条 村長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る書類等により

その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定するものとする。

2 村長は、補助金の額の確定を行ったときは、速やかに、鮭川村婚活支援補助金確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第14条 村長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に決定した補助金の交付を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返納又は返還を命ずることができる。この場合において、補助金の返還額の算定は、利用期間等を考慮し、村長が決定し、鮭川村婚活支援補助金返納・返還命令通知書（様式第8号）により通知するものとする。

- （1）第3条に規定する補助対象者の要件を有しなくなったとき。
- （2）偽りの申請その他不正行為により、補助金の交付を受けたとき。
- （3）登録料及び利用料の払い戻しをしたとき。
- （4）婚活以外の用途で使用したとき。
- （5）結婚相談所等で虚偽の登録を行ったとき。
- （6）交付決定に瑕疵があるとき。
- （7）その他村長の指示又は条件に従わなかったとき。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、交付決定者に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

（調査）

第15条 村長は、補助金の適正な交付のために必要な範囲において交付決定者に対し、必要な調査をすることができる。

2 村長は、前項の調査の結果、不適切と認められるときは必要な措置を講じるものとする。

（台帳の整備）

第16条 村長は、補助金の処理に関する台帳により諸記録を整備し、管理するものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。